

## 平成 31 年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 平成 31 年 2 月 5 日
2. 招集の場所 可児市役所 5 階全員協議会室
3. 開 会 平成 31 年 2 月 5 日 午後 0 時 59 分 臨時委員長宣告

### 4. 審 査 事 項

1. 教育福祉委員会委員長の辞任について
2. 教育福祉委員会副委員長の辞任について
3. 教育福祉委員会委員長の互選について
4. 教育福祉委員会副委員長の互選について
5. 幼児教育無償化について

### 5. 出席委員 (6 名)

委 員 長	勝 野 正 規	副 委 員 長	川 合 敏 己
委 員	林 則 夫	委 員	富 田 牧 子
委 員	山 田 喜 弘	委 員	天 羽 良 明

### 6. 欠席委員 (1 名)

委 員 田 原 理 香

### 7. 説明のため出席した者の職氏名

こども健康部長	井 上 さよ子	こども課長	河 地 直 樹
---------	---------	-------	---------

### 8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	田 上 元 一	議会事務局 議会総務課長	梅 田 浩 二
議会事務局 書 記	松 倉 良 典	議会事務局 書 記	山 口 紀 子

開会 午後0時59分

○臨時委員長（林 則夫君） それでは、これより教育福祉委員会を開会いたします。

田原委員長より欠席届が提出されていることを御報告いたします。

発言される方は、挙手により許可を得てから発言してください。

初めに、委員長の辞任についてを議題といたします。

平成31年1月29日に田原委員長より委員長の辞任願が提出されました。この件について、可児市議会委員会条例第12条の規定によりお諮りいたします。

田原委員の委員長辞任について許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、田原委員の委員長辞任を許可することといたします。

次に、副委員長の辞任についてを議題といたします。

可児市議会委員会条例第17条の規定により、勝野委員は除斥となりますので、御退席願います。

〔副委員長 勝野正規君 退場〕

平成31年2月1日に勝野副委員長より副委員長の辞任願が提出されました。この件について、可児市議会委員会条例第12条の規定によりお諮りいたします。

勝野委員の副委員長辞任について許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、勝野委員の副委員長辞任を許可することといたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後1時01分

---

〔委員 勝野正規君 入場・復席〕

再開 午後1時04分

○臨時委員長（林 則夫君） それでは、会議を再開いたします。

初めに、委員長の互選を行います。

委員長の互選は、可児市議会会議規則第126条第5項の規定により指名推選の方法により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、委員長の互選は指名推選により行うことに決定いたしました。

それでは、臨時委員長である私から指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、臨時委員長において指名することといたします。

それでは、教育福祉委員長に勝野委員を指名いたします。

お諮りいたします。勝野委員を委員長と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、勝野委員を教育福祉委員長とすることに決定いたしました。

それでは、委員長と交代をさせていただきます。

御協力ありがとうございました。

○委員長（勝野正規君） それでは、副委員長の互選を行う前に一言御挨拶申し上げます。

このたび、教育福祉委員長に就任させていただきました。前回の委員会からの引き継ぎ事項並びにことしの年間スケジュールを踏まえ、市民福祉向上のため頑張っていく所存でございますので、副委員長初め皆様方の御協力を賜りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、副委員長の互選を行います。

副委員長の互選は、可児市議会会議規則第 126 条第 5 項の規定による指名推選の方法により行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、副委員長の互選は指名推選により行うことと決定しました。

それでは、委員長である私から指名することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、委員長において指名することといたします。

それでは、教育福祉委員会副委員長に川合委員を指名したいと思います。

お諮りいたします。川合委員を副委員長と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、川合委員を副委員長とすることに決定いたしました。

それでは、川合委員のほうから一言お願いいたします。

○副委員長（川合敏己君） 副委員長になりました川合でございます。とにかく委員会運営のほう、私の立場からしっかりとお手伝いさせていただきたいと思っております。また、委員長をお助けしながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（勝野正規君） お願いします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1 時 08 分

---

再開 午後 1 時 08 分

○委員長（勝野正規君） 会議を再開いたします。

なお、井上部長におかれましては、午後 2 時から庁議がございまして報告事項もあるということなので、質疑等長引いた場合は 2 時前に退席されますことを申し添えます。

本日の協議題 5. 幼児教育の無償化についてを議題といたします。

本件につきましては、内容を共有するため、皆様方の御意見を伺うために執行部の出席を求めています。

初めに、本件に関しまして提案がございました富田委員より質問の大まかな概要を述べていただくとありがたいので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員（富田牧子君） 失礼いたします。

私、1月30日に「幼児教育・保育の無償化と保育行政」というセミナーに行っていました。この幼児教育の無償化については、言われておりながらなかなか新聞でも報道されていない、ここのところ、どうなっているのかというのがなかなかわからないものですから行って来たわけですが、そういうところでいろいろ問題を感じまして、この問題については、やっぱりまず当事者になられます市民の皆さんにいろいろお知らせをしていくことも必要だと思いますし、それから考えられる問題点を私たち委員として執行部にいろいろ聞いていくということも大事ななと思って、ちょっと提案をさせていただいたわけです。

きょう、私、研修の報告書の下のところを読ませていただいて、どういうことが問題かということをお伝えしたいと思うんですけど、ことし10月から幼児教育・保育の無償化が始まります。でも、全国の市長会からは必要な財源については全額国費でという要望が去年の10月にも出ておりました。にもかかわらず、現在のところ、この幼児教育・保育の無償化のところでは、給食費は実費負担ということが出てきております。給食費というのは、主食費が3,000円、副食費が4,500円ということで、従来、私たちは給食費というと小学校の給食費で4,000円ちょっとかなとか思っておりましたけれど、それは、小・中学校の給食費は材料費ということで、光熱水費や人件費は入っておりませんのでそういう値段だったんですけど、ここに言われています幼児教育の給食費というのはそういうのも込みなので、例えば主食費が3,000円とか、副食費が4,500円、合計しますと7,500円にもなるということで、例えば保育料が何階層かちょっとわかりませんが、例えば7,000円という家庭が今までありましたら、保育料は無償ということになるんですけども、今度は給食費は実費ということになるとかえって負担増が起こるということで、7,500円の主食費と副食費を払うことは、7,500円引く7,000円で500円負担増ということになるわけですね。

主食費の考え方、副食費の考え方、それぞれいろんな保育園や、幼稚園は給食費を取っていませんので違いますけれど、こういうこと一つとっても問題がやっぱり大変多いのではないかと、それから聞いた話の中で国の無償化を先取りした市では、かえってそんなに無償になるんならということで思わぬ待機児童の増加となったとか、入所希望がふえたということがあって、それから給食費はそれぞれ施設が集めなければいけないみたいなことがあって、そうすると学校の給食費の問題でもありますけれど、滞納分はどうするかとかいろいろな問題が出てくるんですけど、そういう細かいこともいろいろありまして、本当に皆さんにどうなるかということが伝えられていないということで、市のほうも、国のほうからきちんと言ってこないものですから、それというのはなかなか答えにくいところもあると思うんですけど、私たち教育福祉委員会で、この保育園・幼稚園の問題は私たちのところ

の管轄でありますので、大きな問題なので、代表質問でもしていただいて、これからの我が市の幼児教育・保育の無償化はどんなふうになるのかということをはっきりと明らかにしていただければと思って、代表質問でやっていただいたらどうですかという提案をさせていただきました。

○委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

代表質問への提案ということで御意見をいただきましたので、きょう、委員会を開催したわけでございます。主な冨田委員の趣旨は御理解いただけたと思います。

それでは、続きまして執行部のほうから、現段階での状況説明、国の流れ等々を説明していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○子ども課長（河地直樹君） よろしく願いいたします。

お手元に資料を配付させていただきました。一番上がA4横のものです。そのあと1枚、A4縦のものがありまして、そのあとA4の横のカラー刷りのものが5ページ物ということで配付させていただきました。

この資料に基づきまして無償化のアウトラインをまず説明をさせていただきます、その後、市の影響額等を説明させていただきますと思います。

それでは、一番上のA4横の資料、幼児教育・保育の無償化に係る負担割合等について説明をさせていただきます。

こちらが無償化のアウトラインになりますけれども、一番左が現行制度あり、なしというふうになっていますけれども、これはありが認可施設、なしが無認可の施設等になっております。

右に順番に行っていただきますと、施設型給付というのがいわゆる認可保育園になっております。それから、地域型保育給付というのが小規模保育、可児市でも3園ございますけれども、小規模保育がこちらのほうに該当します。

現行の負担割合ですけれども、こちらのほうは公定価格の中に施設給付等がございますので、その負担割合が示してあります。現行は国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1と、その下に市単独負担分というのがございますけれども、こちらのほうは、国基準の利用者負担から抑えて市利用負担額を設定しております。その分を市単独で負担しているというものでございます。公立保育園については10分の10負担しているということです。地域型給付についても、先ほどの認可保育園と同様の負担割合になっております。

無償化に係る負担割合になりますと、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1というふうになります。公立は変わらず10分の10、それから地域型保育については無償化に係る負担割合は国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1ということになります。

それで、あと一番右の無償化の対象、上限額、財源措置等ですけれども、こちらのほうは対象はこちらに書いてあるとおりで、ゼロ歳—2歳は住民税非課税世帯、それから3歳—5歳のお子さんについては全ての方が対象になるというものでございます。

それから、食材料費等の実費負担ということで、別途負担というふうになっております。その中で免除というのが設けられます。ゼロ歳—2歳については住民税非課税世帯、それか

ら3歳—5歳については、年収360万円未満の方は副食費については免除するということが予定されております。

それから、次にその下、幼稚園でございます。就園奨励費ということで保育料の中で所得に応じて補助する制度でございます。現在は就園奨励費が国が3分の1、市が3分の2負担しております。それが無償化後になりますと、国が2分の1になりまして、県が新たに4分の1負担して、市町村が4分の1というふうになります。

あと、その下に教材費補助金というのがございます。これは、市単独で補助金を設けているものでございます。こちらのほうは、今回の無償化が実施されることで、教材費補助金の目的である利用者負担がなくなりますので、補助金の目的もなくなり、目的も無償化に吸収されるものと考えております。

それから、その下、次は無認可のほうになります。

ここにありますように認可外保育施設と一時預かり事業、それから病児保育やファミサポ事業、それから幼稚園の預かり保育等がございます。こちらのほうは、現在の負担割合というのはございませんけれども、無償化になったときの負担割合は、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1ということになります。対象者のほうは、保育の必要性が認定された場合の方が対象になります。対象者はゼロ歳—2歳、3歳—5歳とも先ほどの保育園で説明した対象者と同様になっております。

それから1つ飛びまして、企業主導型保育事業所です。こちらのほうは、事業主拠出金で現在も対応しております。無償化後についても事業主拠出金で対応するということが、国が10分の10の負担ということになります。

その下です。その他のところですが、国の負担に関するものですが、一番上、無償化初年度（平成31年度半年分）の負担というふうでございます。こちらのほうは平成31年の10月から無償化が開始されますけれども、平成31年度の半年の無償化に係る分は、一番右にあります子ども・子育て支援臨時交付金により国が手当てするということになっております。

それから、その下にありますシステム改修費とか事務費、あと認可外保育施設等に係る事務費については、いずれも国が10分の10対応するということになっております。事務費については2カ年、認可外の保育施設の事務費については5カ年ということになっております。こちらの財源等の措置についてはまだ未確定で、事務費とか改修費は子ども・子育て支援事業費補助金ということで仮称で出されておりますが、認可外保育施設に係る事務費については全くまだ交付金等はどうなるかは未定になっております。

それでは、次の資料2のほうをお願いいたします。

次に幼児教育無償化による影響ということで、市の財政負担等についてまとめたものでございます。

1ページ目は全体像を示したもので、保育園等の項目と負担に関するもの、それから2番目に給食費に関する市負担、それから一番下が保護者への影響ということでまとめておりま

す。こちらの数値、金額等は平成 29 年度の数値を使用していますので、また現時点、31 年度以降、数字が変わってくるものと考えております。また、一部は検討段階のものでありますので、無償化が開始されるタイミングでしか金額が判明しないものもございますけれども、一応見当ということで示させていただきましたけれども、この金額が変わるということは御了承いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、(1)私立保育園・小規模保育園です。

資料ページ、カラー刷りの A 4 横の資料の 1 ページになります。

こちらのほうが、私立保育園・小規模保育園の負担について示した図が左にございます。ブルーのところ为国基準利用者負担額というのがございます。これは、保育園のほうには、公費負担と利用者負担で構成される公定価格というものに基づいて園のほうに支払っております。そのうち利用者負担については、国が規定している負担基準額というもので、こちらの国基準利用者負担額というものがございます。その中で、現在、市は国基準の利用者負担額よりも抑えて利用者負担を設定しております。真ん中にあります市基準利用者負担額というのが、実際に市が設定して保護者からはお金をいただいている利用料というふうになっております。

国基準利用者負担額と市基準利用者負担額の差額があります。こちらのほうは第 3 子保育補助というのが県と市で共同で補助している制度がありますので、その分と、あと全く市の単独で抑えているものの負担がございます。

こちらのほうが現行ですけれども、右へ行っただきまして、無償化後については、こちらのほうが市単独負担分を含めて、これまで国基準利用者負担分を国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、市が 4 分の 1 の負担というふうで整理されます。

右へ行きますと、緑色が現行の市の負担分、黄色が無償化後の市の負担ということで、差し引きいたしますと、影響額として年間になりますけれども、約 1,510 万円ほどの負担減となるというふうに見込んでおります。

無償化対象者については、先ほど説明させていただいたとおりでございます。

次のページ、2 ページをお願いいたします。

次は、私立幼稚園でございます。

図のほうは左側が現行になっております。現行のほうで保育料のうち、年収に応じて就園奨励費補助金がございます。こちらのほうは先ほど申し上げましたように、国の負担が 3 分の 1、市町村の負担が 3 分の 2 ということになっております。ただし、圧縮分というのがございまして、3 分の 1 マックス、いっばいに国から来るわけではなくて、若干圧縮して国から来ていますので、その圧縮された分を市が負担しているような状況になっております。

上のほうが、先ほど保育園と同じように第 3 子保育補助を県と市で負担しております。それから残った分が利用者負担ということで、こちらが実際の利用者が負担していただく保育料ということになります。

それが無償化後、右になりますと利用者負担、第 3 子保育補助、就園奨励費まとめて国が

2分の1、県が4分の1、市が4分の1という負担になります。

先ほどと同じように、緑色の現行の市の負担分と黄色の無償化後の市の負担分を差し引きますと、約5,097万円ほどの市の負担が減となると見込んでおります。

対象者については、3歳から5歳の全ての子供さんということになります。

次に(3)、次のページ、3ページをお願いいたします。

市立保育園です。

こちらのほうは、現在、保護者からいただいています保育料が全て市の負担となるということで、10分の10市が負担するということになります。こちらのほうの影響額としましては、年間で5,359万円ほどの負担増となるということを見込んでおります。

(4)市立幼稚園です。

こちらのほうも市立保育園と同様です。保護者が負担していた保育料を全て市が負担することとなります。影響額のほうは年間で684万円負担増ということを見込んでおります。

次のページ、4ページをお願いいたします。

(5)認可外保育園になります。

認可外保育園については、現行は行政の介入はございませんので、保育料は全て保護者が負担してみえるということです。無償化後については、無償化の対象になりますので、保育料の無償化として、先ほどと同じように国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1という負担になります。

無償化対象者が上にありますけれども、こちらのほうは先ほど申し上げましたように、在園している方が全て対象になるわけではなくて、保育が必要と認定された子供さんが対象となります。こちらの影響額の見当としましては、約500万円ほど負担増になるのではないかと予測をしております。

(6)、こちらのほうが給食費の実費負担免除等への対応ということです。

現行の食材料費、保育園については3歳から5歳は主食費は保護者の実費負担、それから副食費は保育料に含まれております。幼稚園については、主食費、副食費ともに保護者の実費負担となっております。こちらが無償化になった際には、保育園の3歳から5歳が主食費、副食費とも保護者の負担となります。幼稚園については現行と変更なく、両方とも保護者の実費負担となります。

実費負担に対しましては、副食費の実費負担については年収360万円未満の世帯については、免除か軽減するというようになっております。こちらのほうもまだ詳細がはっきり決まっていないんですけど、負担額の見当としましては、私立の保育園・幼稚園、公立の保育園・幼稚園合わせまして1,150万円ほど市の負担がふえるのではないかとということで予測しております。

(5)と(6)については、まだ詳細がはっきりしていないところがありまして、本当に見当ということで、この金額については変わる要素が大きいということを御理解いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。



それで、最初のA4縦の資料に一度戻っていただきまして、まとめた資料ですけれども、今説明させていただきましたとおり、(1)から(6)まで負担、市の影響額について説明をさせていただきました。先ほど概要で一時預かり、病児保育、ファミサポ等も無償化の対象になりますけれども、こちらのほうは全く対象者がつかめていないということで、今後、影響額があると思いますけれども、ちょっと額のほうは全く出せないという状況になっております。

今申し上げた影響額を合算しますと、負担減が6,607万円ほど、それから負担増が7,693万円ほどとなり、あと教材費補助金の負担減を合わせると330万円ほどの負担増になるのではないかとということを見込んでおります。

それから、同じ資料の3つ目の黒丸、保護者への影響ということで、園ごとにまとめさせていただきます。

先ほどの説明と重なる部分がございます。私立保育園についてはゼロ歳—2歳は住民税非課税世帯の方は無償化、3歳—5歳の方は全て無償化となります。それから私立幼稚園については、3歳—5歳の方が無償化になるということでございます。それから市立保育園については、先ほどの私立保育園と同様です。市立幼稚園については、先ほどの私立幼稚園と同様になっております。

それから右の食材料費は、先ほど説明させていただいたとおり、副食費については、私立保育園については、ゼロ歳—2歳の方については住民税非課税世帯は免除、3歳—5歳の方の年収360万円未満の方については免除ということで、下記対象者以外の方は副食費が実費負担ということになります。

それから、私立幼稚園については、年収360万円未満の方は負担軽減となります。

それから、市立保育園については、先ほどの私立保育園と同様です。

市立幼稚園についても、先ほどの私立幼稚園と同様に、今まで主食費・副食費が実費負担でしたけれども、副食費については、年収360万円未満世帯の方については免除されるということになります。

それでは、一番最後のA4横の5ページです。済みません、行ったり来たりして申しわけないんですけど、5ページは事務等への影響ということで、新たに発生する業務と不要となる業務をまとめさせていただきましたけれども、これはまだ国のほうの事務要領等、全くまだ発出されていない状況で、まだ国も検討の段階で、それに基づいて拾い出したものでございます。

新たに発生する業務は無償化に関するものがございまして、あと関係条例、規則等の制定・改正もございまして、それから、不要となる業務としましては、無償化になるということで、保育料の徴収とか決定がなくなるというものと、あと就園奨励費はなくなりますので、それに関する業務がなくなるということを見込んでおります。

関係条例等の改正・制定が出てくると思いますので、その際には委員会、議会には御審議をお願いすると思いますのでよろしくお願いたします。

事務等については国の検討段階のものでありますので、今後、業務内容がどうなるかはまだ流動

的であるということですのでよろしくお願いしたいと思います。

説明については以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

短時間の間にこれだけの資料を議会のために用意していただきましたことを厚く御礼申し上げます。

それでは、代表質問云々という前にこの件につきまして、執行部はわかる程度でお答えいただければよろしいかと思っておりますので、御意見、質疑ありましたらどうぞ。

○委員（富田牧子君） 主食費については現行の保育料の中に入っているというお話だったと思うんですけど、どれぐらいですか、実費負担って。

○こども課長（河地直樹君） 市内の認可保育園の実費負担ですけれども、各園ちよつとばらばらなんですけれども、1園は700円、それからある園は600円、それから700円、900円、900円というような状況です。

○委員（富田牧子君） すると、それは各園ばらばらということなんですよね。私が聞いてきた主食費3,000円、副食費4,500円、足せば7,500円になるから、保育料が7,000円だと逆転が起るといって、そういったような例というのは、可児市の中では起こり得ないということですかね。

○こども課長（河地直樹君） 主食代については、3,000円ということは、国で数字を示されたもとの数字は把握しておりませんが、主食費については現状の食材費ということで、これは無償化になっても変わらないのかなと思っておりますけれども、あと副食費については幾らになるのか、これも実際にそれぞれ園で食材を仕入れて園で調理してみえますので、これについても園でまたばらばらになるのかなあというふうに考えております。

○委員（富田牧子君） 今、保育園ですと標準時間と短時間とに分かれて、短時間が8時間で標準時間が11時間という保育だったと思うんですけども、今度、無償化にされると、今まで例えば短時間のときに延長保育をすると30分50円という設定だったと思うんですけど、それで割り増しを取っていましたけれど、今後こういうことになると、短時間であろうが標準時間であろうが保育料というのは、3歳—5歳の話ですけど、給食費を除いて無償になるという、そういうことで何時間という区分というのは一体こう、分けるのに都合があるのか、どんなもんなんですか。

○こども課長（河地直樹君） 一時預かりのことですか。

○委員（富田牧子君） というのは、標準時間で預けても保育料がもし無料になるなら、今まで働く時間でやっていたから、そんな急に8時間の人が11時間になるとは思えないですけども、例えばもうちょっとやっぱり仕事を延長して11時間のほうに移ろうと思えば移れるわけですよね。それで11時間たっても保育料は前みたいに高くないから、もっとももっとそういうふうに預かる時間を長くしようと思う人も出てくると思うんですけども、そこら辺についてはどうでしょうかね。

○こども課長（河地直樹君） そこらあたりは、働く方がふえればそういうのは、ただだから

働くというわけではなくて、やっぱりもっと働きたいという人は多分いると思いますので、延びる方は出てくるのかなあというふうに思っております。

あと、先ほど働いていない方が、今、保育園も幼稚園も行っていない方がどういう動きをするかというのはなかなか難しいと思いますけれども、そこら辺も今後どうなっていくか見きわめていく必要があるのかなというふうに思っております。

○委員長（勝野正規君） ほか、御意見、御質疑よろしいでしょうか。

○副委員長（川合敏己君） 今のにちょっと関連するんですけど、休日保育はまた別物として、今、費用が発生しているんですけども、ここら辺の考え方というのはどうなるものなんですか。

○こども課長（河地直樹君） 済みません、土曜保育の件は、まだ国のほうから出ていないものですから、ちょっと私どもも今、明確なお答えができなくて申しわけないです。

○委員長（勝野正規君） ほか、御意見よろしいでしょうか。

○委員（山田喜弘君） 一つだけ確認させてもらいます、念のため。保育所と幼稚園で3歳—5歳、無償化になるのは、幼稚園は満3歳になった日からということによろしかったでしょうか。

○こども課長（河地直樹君） 御指摘のとおり、幼稚園は満3歳になってから無償化の対象になりますし、保育園については、満3歳になった初めての4月から無償化の対象になりますので、幼稚園と保育園は無償化の対象、始まる時期は若干違います。

○委員長（勝野正規君） ほか、よろしいでしょうか。

○副委員長（川合敏己君） 資料の4ページなんですけれども、認可外のところで約500万円の負担増ということなんですけれども、これはあくまでざっくりとした数値ですね。まだ調査していないですね。

○こども課長（河地直樹君） そうです。おっしゃるとおりで、先ほど説明させていただいたとおり、認可外については在園している方全て対象になるわけではなくて、保育の必要が認められた方に限り対象になりますので、その方が何人いるかというのは現時点でこちらも把握しておりませんので、こちらのほうは在園している人をこのぐらいいるということで、それに基づいて出ただけですので、実際に保育が必要とされる方が何人いるかというのはいわからない、それが出てこないとその負担額は変わってくるというふうに考えております。

○委員（富田牧子君） 関連してですけど、その保育の必要性をどこで確認、誰が確認をしてそういうふうにするのでしょうか。

○こども課長（河地直樹君） 今の認可保育園と同じように、市のほうに申請いただいて、就労しているかどうかということも証明書等出していただいて、保育の必要性が認められた場合に認可外の方については無償化の対象になるということになります。

○委員（山田喜弘君） 一つだけ。今の認可外で、複数行けるかもしれんですけども、1カ所だけ行った場合に、現物給付も可能だと国が言っていますけれども、そういうことについてはまだ決まっているわけでもないですか。

○こども課長（河地直樹君） 現物給付が可能だというふうに国のほうの説明ありますけれども、基本的には代理受領ということで、やはり、とりあえず認可外については利用者から園に支払っていただいて、その後、まとめて市のほうがお返しするということが基本というふうになっておりますけれども、その後は市町村の判断ですよということになってはおりますけれども、私ども可児市のほうでは、まだどちらにするかというのはこれから検討させていただきたいというふうに考えております。

○委員長（勝野正規君） ほか、よろしいですか。

○委員（富田牧子君） まだ決まっていないところも結構あるわけですけど、もう4月1日はそこまで来ておるわけで、幾ら10月から始まるとはいえ、ちゃんと新年度の予算の中にいろいろ盛り込まなきゃいけないわけですよ、実際にはね。そうすると、一体いつになったらきちんとした数字が出るようになるんでしょうか。

○こども課長（河地直樹君） きちんとした数字は、なかなか先ほど認可外の話とか、実際にどれだけ申請が上がってくるのか、そういうことが出てこないときちんとした数字はなかなか難しいかなと思います。

しかし、予算対応はしていかなきゃいけませんので、新年度、国の交付金等の額等が決まった折には予算のほうを上げさせていただいて、歳出についても固めるだけ固めた分で予算のほうを出していきたいというふうに考えております。以上です。

○委員（富田牧子君） それと、この前、10月ぐらいに新年度の保育園・幼稚園の申請があったと思うんですけども、そのときに来年度はこういうふうになるんですよというようなお知らせというのはやってあるんですか。おおよそですけどね。

○こども課長（河地直樹君） 具体的に市から利用者の方には決まった形では周知はしておりません。マスコミ等で出された情報と市が持っている情報が同じでありましたので、そこら辺は個別に市から情報提供というのはしておりませんが、個別に問い合わせがあった場合にはお答えできる分はお答えしている状況です。

○委員長（勝野正規君） ほか、よろしいでしょうか。

○委員（山田喜弘君） これ最終的に通常国会で子ども・子育て支援法の改正案が通らないと最終的に決まっていけないということでよろしかったですかね。

○こども課長（河地直樹君） そうですね。基本的にはそういうことになると思います。それが通らないと多分、国の細かな事務取扱とかそういうものが出てこないのかなというふうに考えております。案で出てくる可能性はあると思いますけれども、子ども・子育て支援法が今国会に提出されて、これから審議がされる場所ですので、私ども、改正案だけ見ているだけで、それ以上のことの情報は無い状況で、今後、国の動きを見ながら、情報収集しながら、できる対応をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ないようでしたら、質疑についてはここで終了いたします。

井上部長、時間よろしいですか。

あと、そうしましたら、今、富田委員のほうから提案があって代表質問という話で本件を提案していただいております。

部長、退席されますので、じゃあ、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後1時50分

再開 午後1時52分

○委員長（勝野正規君） それでは、会議を再開いたします。

本案件について、代表質問へという提案として本件取り上げられました。今、説明をるるしていただいて、質疑等も行いましたけれども、3月議会への代表質問として取り扱っていくのかどうかということをちょっと御議論いただきたいと思いますのでお願いいたします。

○委員（山田喜弘君） 先ほども課長に確認したとおり、改正法案が成立していないうちに質問しても、なかなか答弁としても難しいというふうに思います。その後、具体的に市がやらなければならないことが決まって、それでなおかつ市民の方がとか、こういうことが足りないんじゃないかということが、ここで皆さんと共有できたときにやったほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

○委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

ただいま、かような意見をいただきました。

ほかに御意見。

〔挙手する者なし〕

委員長も意見を言っているのかな。

今、山田委員が言われたとおりかなと思うんですけども、ひょっとしたら可能かわかりませんが、前、汚染土壌の関係でも伊藤健二議員が一般質問されて、代表質問に持っていかれたといういきさつがあるんで、富田委員、御迷惑でなかったら、一般質問ならそんなに問題ないと思いますけれども。

○委員（富田牧子君） もういっぱいです。

○委員長（勝野正規君） 余談で申しわけございませんでしたけれども、そうしましたら、要は代表質問となるとやっぱり全会一致でという話にならなければ代表質問に持っていきませんので、とりあえず法改正が確実に進んで、それから市民福祉の向上につながっていくことなら、ということで意見を共有しながら、我々も勉強しながら、また執行部に説明を伺うことも何ら問題もないと思いますので、代表質問についてはそれ以降という形をとらせていただきたいと思いますが、それに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。

では、協議事項5につきましては終わります。

協議事項にはございませんけれども、今お手元のほうにA4横の平成31年度可児市の予算の概要抜粋、未定稿でございますけれども、これが配付してあるかと思えます。

今回の14日の会期前委員会に対しまして、開いていただくと、黒の星印がついてあるのが新規重点事項なんで、執行部に出席していただくようにはお願いしておきますけれども、それ以外につきまして、委員会として執行部を呼んで説明を求めたいというものがありませんでしたら、14日が委員会ですので余り時間がございません。7日木曜日の5時までに事務局の山口さんのほうに、星印は除きます、星印は事業名や概要のところにもちょこっとありますけれども、所管委員会として説明を求めたいものがあるようでしたら、7日木曜日の5時までに山口さんのほうに文章なりデータでも構いませんけれども一報入れていただければ、当日の会期前委員会のときに執行部をお呼びして説明をいただきたいと思えます。

そのようにさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

ありがとうございます。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

そのほか、何かございましたら、事務局長含めてよろしくお願ひいたします。

[「なし」の声あり]

それでは、これにて終了いたします。どうも御苦労さまでございました。

閉会 午後1時57分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 31 年 2 月 5 日

可児市教育福祉委員会委員長